放置自動車事務処理フロー図（県有地・県管理地）

資料６

放置自動車の確認（情報提供受付・発見） 要2 要3
- 放置自動車整理簿記載（要3）

現場調査（車台番号・登録番号確認） 条78 要4(1)
- 警告書の貼付（条78(1)，要4(2)）
- 管轄警察署の協力，必要な範囲の車内調査・解錠（条78(2)，要4(3-6)）
- 身分証明書の携帯（条78(3)）

【車台番号・登録番号】 ＜不明＞ ＜判明＞

警察の関連調査（盗難等事件性の有無） ＜有＞ 警察の捜査等

- 照会依頼（要5(1)）

運輸支局・軽自検査協会 登録事項等照会 条78(1) 要5(2)
- 報告（要5(3)）

【登録上の所有者等】 ＜不明＞ ＜判明＞

所有者等の調査（照会結果から追跡） 条78(1)

所有者等の調査（その他の情報収集等） 条78(1)

【所有者等】 ＜判明＞ ＜不明＞

廃物の判断 条81(1)

＜可＞ ＜困難＞
- 告示依頼（要10(1)）

廃物認定委員会 諮問要否の判断 条81(2)

＜不要＞
- 告示依頼（要12(1)）

＜要＞（要9(1)）
- 諮問依頼

諮問 要9(2)

廃物認定委員会 条81(2)

答申 要9(2)

＜廃物困難＞
- 告示依頼（要12(1)）

＜要再調査＞

＜廃物可＞

廃物認定外の告示（３ヶ月告示） 条83(2) 要12(2)
- 撤去告知書貼付（要12(3)）（14日経過）

廃物認定の告示（１４日告示） 条81(3) 要10(2)
- 撤去告知書貼付（要10(3)）

廃物認定 条81(1) 要11(1)
- 認定通知（要11(2)）

（3ヶ月経過）

処分 条83(1,3) 要13 【所有者等】 ＜判明＞ 費用の請求 条84 要15

●移動及び保管●　（警告書の貼付から14日経過後）

移動及び保管の判断（生活環境の保全上の支障） 条79(1)

＜要＞

移動及び保管 条79(1)

管轄警察署通知 条79(2) 要6(1)

【所有者等】 ＜判明＞

所有者等通知 条79(3) 要6(2)

＜不明＞

公示 条79(3) 要6(3)

保管車両の返還 要14

費用の請求 条84 要15

凡例

（管理担当所属）

（廃棄物・リサイクル課）

（管轄警察署）

（環境事務所）
○関係法令等の解釈
○管理担当所属・管轄警察署の連絡調整　等

条：三重県生活環境の保全に関する条例
要：三重県放置自動車事務処理要領

撤去勧告 条80(1) 要7(1)
- 配達証明（要7(2)）

（1ヶ月以内）（要7(2)）

弁明の機会の付与 要8(2)

撤去命令 条80(2) 要8(1)
- 配達証明（要8(3)）

（1ヶ月以内）（要8(3)）

告発

罰金刑（20万円以下） 条110(4)

●廃棄物の不法投棄●

廃棄物の判断（廃棄物処理法）

＜該当＞

告発（廃棄物処理法）

警察の捜査等

【要再調査の項目】 ＜所有者等＞ ＜車体の状況＞

車体の状況の再調査 条78(1)

所有者等の再調査 条78(1)

＜判明＞ ＜不明＞